

ケーススタディ⑫

# 青森県三戸町における取組状況

---

令和5年11月

---

# 三戸町の概要

- 三戸町は、約10,000haの森林を有し、地域住民の生活に密接した里山地域から、林業生産活動が積極的に実施されている地域、奥地の国有林地帯まで多様性に富んだ構成。
- 約7,000haが私有林で、このうち、約4,000haを人工林が占めているが、9割程度は森林経営計画が作成されておらず、経営管理がされていないおそれがある状況。
- このため、町は森林経営管理制度を活用し、未整備森林の解消を進めていく方針。



図1 三戸町及び雷平地区の位置

## ■ 森林経営管理制度の取組方針

- まずは森林所有者の意向把握を最優先で進めることとし、令和2年度に町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施（6,084ha、6,474筆、1,469名分）。
- 意向調査の結果を踏まえ、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に町による森林整備を進めていくこととしており、順次、現地踏査と集積計画の策定を進める予定。
- 現在は、三戸町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林が多い雷平地区で取組を進めている。



# 三戸町雷平地区の概要

- 雷平地区の99林班い小班は、住宅に隣接しており、城山公園（国の史跡にも指定されサクラの名所）に近く、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。しかしながら、森林が成長するにしたがい、一部では倒木が発生し、景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた。このため、森林経営管理制度を活用した整備を進めることとした。
- 当該森林は、意向調査の結果、宛名不在の状況であったため、町は所有者の探索を開始。



図2 対象林分位置図



図3 対象林分空中写真

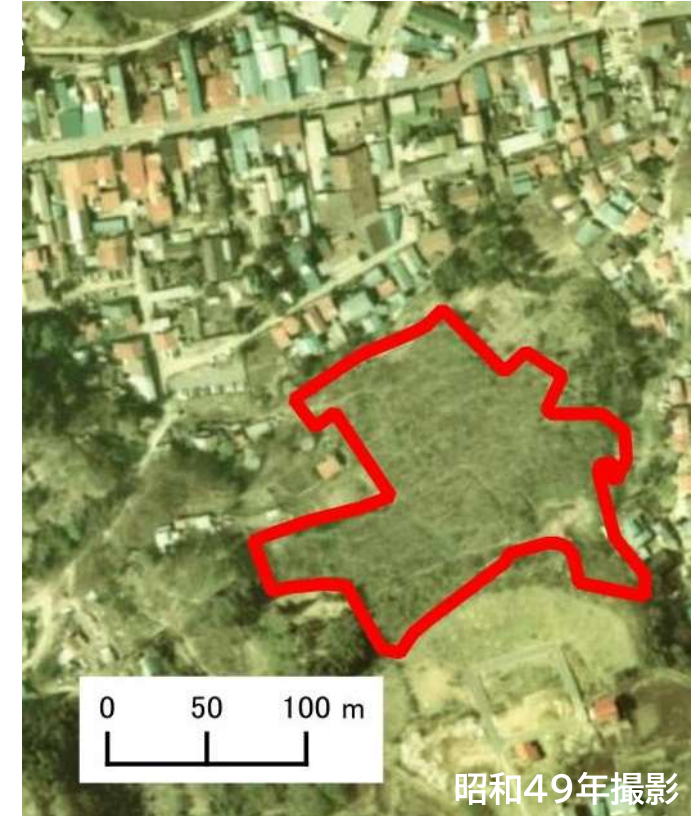


図4 過去の空中写真

# 所有者不明森林の特例措置

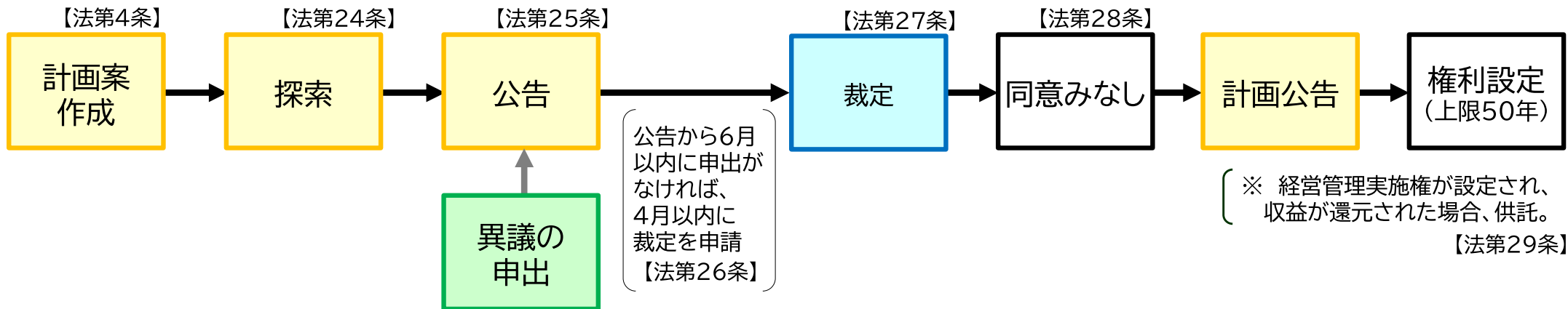
- ① 市町村は、森林所有者の全部を確知できないもの（所有者不明森林）について、不明森林所有者の探索を行い、
- ② それでもなお不明所有者を確知できない場合は公告し、
- ③ 公告の日から6月以内に異議の申出がない場合、市町村の長は都道府県知事に対し経営管理権設定の裁定を申請。
- ④ 都道府県知事が裁定をし、市町村の長に通知したときは、市町村は経営管理権集積計画を定め公告するものとし、不明森林所有者は同計画に同意したとみなす。

【法第24条～第29条】

## 所有者不明森林の特例

・森林所有者全員が不明

	森林所有者
	市町村
	都道府県



### 【取消要件】(第30条、第31条)

- ・ 同意したとみなされた森林所有者は、民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合を除き、原則裁定により改めて定めた計画の公告から5年が経過した後であれば、市町村の長に対し、当該森林所有者に係る部分の経営管理権の設定の取消しを申し出ることができる。
- ・ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合には、
  - イ 民間事業者の承諾が得られている場合
  - ロ 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ民間事業者に対する通常生ずべき損失の補償をするときは、当該森林所有者に係る部分の経営管理権の設定の取消しを申し出ることができる。

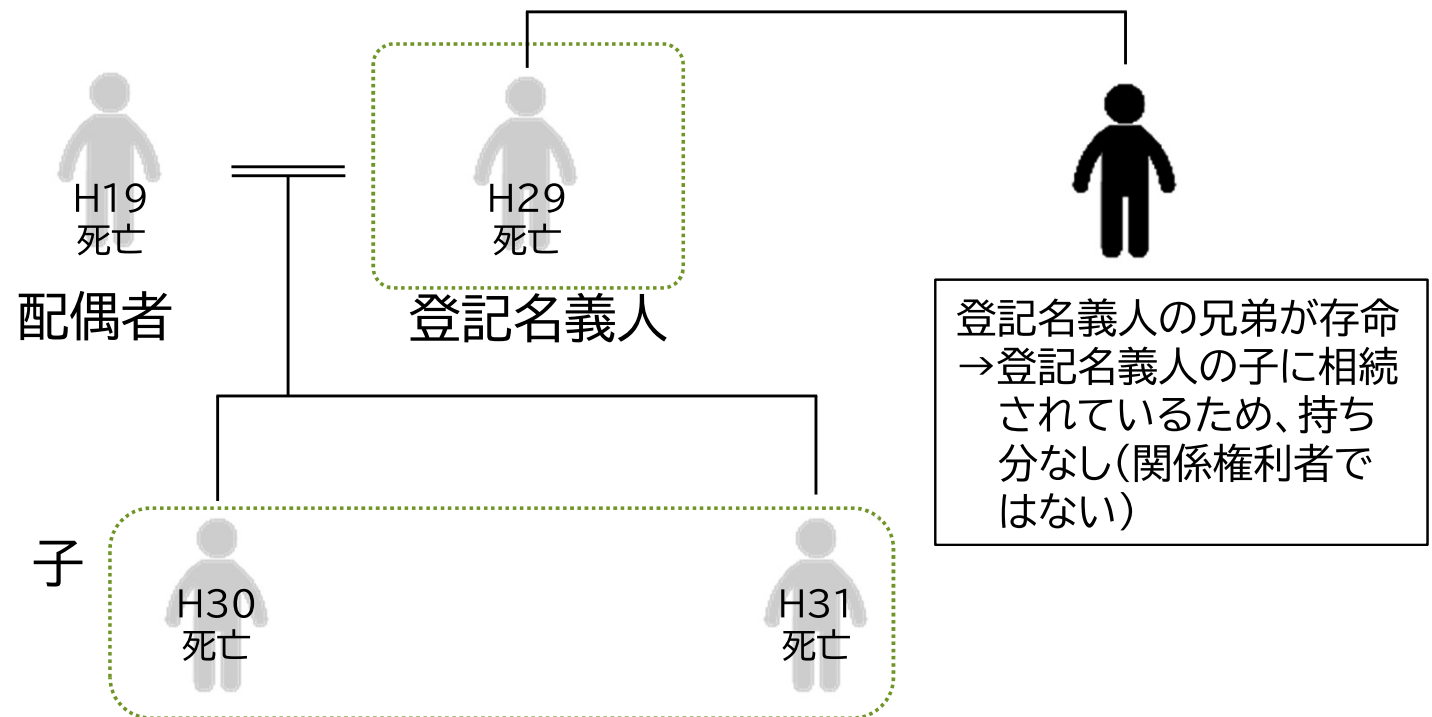


# 三戸町における探索の状況

- 登記名義人は1名（昭和51年に持分2分の1を贈与により取得し、昭和52年に残りの2分の1を売買により取得）。
- 登記名義人の除籍謄本を取得した結果、登記名義人は平成29年に、その配偶者は平成19年に、2人の子はそれぞれ平成30年及び平成31年に死亡していることが判明。
- 登記名義人の改製原戸籍から、兄弟の存在が判明し、存命であることも確認できたが、登記名義人の死亡時には子が存命であったことから、当該兄弟は森林についての権利は有していない状況。
- 相続人が全員死亡し、同意を取ることができないことから、町は所有者不明森林の特例を活用して、経営管理権を設定するため、令和4年12月1日に経営管理権集積計画案の公告を開始。6か月間の間に不明所有者からの申出がなかったため、青森県へ裁定を申請。

## 【探索の状況】

- 林務担当部局で町の住民課に住民票、住民票の除票、戸籍謄本、除籍謄本を請求。
- 除籍謄本により、本人、配偶者、子の死亡が判明。
- 子の配偶者、孫等も存在しない。
- 登記名義人の兄弟が存命であったが、法定相続人は全員死亡。
- 探索開始前に、関係部局に問い合わせたところ、当該土地は相続人が誰もいない状況になっているとの情報あり。



# 三戸町が行う経営管理の内容

- 今回対象とする林分では施業が行われた形跡がなく、立木も込み合い、下層植生も乏しい。また、継続的に倒木等が発生しており、周辺住民から町への対応要望が強い。
- 町役場や国の史跡である城山公園からも視認できる場所に位置。三戸町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みてこうした施業が行われているとは言い難い。
- こうしたことから、町は皆伐を行って低木樹種の植栽を行いたいと考えている。

## ■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 皆伐、再造林（低木樹种植栽）</li><li>・ 民家から20m以上離して植栽</li><li>・ 下刈、除伐</li><li>・ 年1回の巡視</li></ul>
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない



対象林分の林内



対象林分と民家の近接状況

# 第10回検討委員会から裁定までのスケジュール

- 異議の申出なし
- 三戸町は令和5年9月に青森県へ裁定申請し、令和5年11月に裁定完了

- 令和4年12月  
所有者不明森林に係る公告を開始
- 令和5年1月  
第10回検討委員会
- 令和5年6月  
公告期間終了  
当該公告に係る異議の申出なし
- 令和5年9月  
三戸町から青森県へ裁定申請
- 令和5年10月  
青森県による現地調査
- 令和5年11月 裁定

別記様式第38号（経営管理権集積計画に関する裁定申請（第26条））

裁定申請書

令和5年9月11日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

三戸町長 松尾 和 様

森林経営管理法第26条の規定により下記のとおり、裁定を申請します。

記

1 申請に係る森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 223-1	99林班 い 5	山林	0.11
②	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 229-1	99林班 い 7	山林	0.92
③	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 223	99林班 い 3	山林	0.23
④	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 237-2	99林班 い 2	山林	0.33
⑤	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 237-3	99林班 い 2	山林	0.09
⑥	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 313-2	99林班 い 2	山林	0.04

2 当該申請に係る所有者不明森林についての経営管理の現況  
今回対象とする林分は住宅に隣接しており、三戸町森林整備計画において、保  
険機能を特に発揮すべき森林として位置付けられているものの、地業が行われた  
形跡がなく、立木が込み合い、下層植生も乏しいほか、継続して倒木が発生して  
いる。

3 当該申請に係る経営管理権集積計画の内容  
(別添)



# 裁定にあたっての取組（三戸町）

- 第10回検討委員会の議論も踏まえ、三戸町では地域住民との協議のほか、活用する制度の選択、森林の経営管理の内容等について検討。
- 今回は森林経営管理制度による森林整備を実施。20年の存続期間が終了するまでに、活用できる各種制度を検討し、必要な管理を実施していく考え。

## ■ 第10回検討委員会での主な議論

- 有用樹種を残すなど、皆伐以外の施業についても検討してはどうか
- 相続財産清算人の手続きを行い、所有権を町に移すことも検討してはどうか

## ■ 三戸町での検討結果

- 町は皆伐以外の施業について検討、地域住民と協議  
・地域住民との協議では「倒木等が危険なため全て伐採して欲しい」「植栽する樹種は景観形成に寄与するものにしてほしい」という意見多数。
- 一部の立木を残すことについても検討したものの、残存木が倒れたり、強風によって枝が飛ぶといったことが危惧されることから、皆伐・再造林することを決定。
- 他の制度の活用について、町が実施したい施業内容は森林経営管理制度の活用で実施可能であるため、当面は本制度の特例措置にて皆伐を実施することとした。
- 今後、20年間の存続期間が終了するまでに、活用できる各種制度を検討し、適切な管理を検討していく。



# 都道府県の裁定

## ■ 森林経営管理法 第二十七条

第二十七条 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、**現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。**

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

三 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

四 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

五 所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

六 第二号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

七 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

# 都道府県の裁定

## ■ 森林経営管理法 第二十七条(抜粋)

都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、**現に経営管理が行われておらず**、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

(「森林経営管理制度に係る事務の手引き」より抜粋)

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱しているにもかかわらず施業が実施されていないことで、当該森林が以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが探索により明らかである場合が考えられます(長官通知10の4の(1))。

- ① 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が0.85以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線(自然枯死線)以上におおむね位置している場合
- ② 目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木(つる類を含む。)によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合
- ③ ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力のある森林の状態に回復しないと見込まれる場合

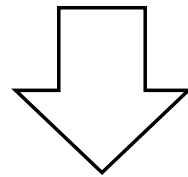
# 都道府県の裁定

## ■ 森林経営管理法 第二十七条(抜粋)

都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

(「森林経営管理制度に係る事務の手引き」より抜粋)

「自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等が集積・集約の意向を有しているか否か等の事情が考えられます(長官通知10の4の(1))。



上記の事情を勘案し、かつ

- 当該所有者不明森林について法令で定める方法により探索が行われたか
- 申請された経営管理権集積計画の内容が適当であるか

等について留意した上で、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合に、裁定を行う。



# 裁定にあたっての取組（青森県）

- 三戸町からの裁定申請を受け、青森県では三戸町での所有者探索状況、経営管理権を町に集積することの必要性、予定する施業内容と各種法規制との整合性の確認のほか、倒木の発生状況等について三戸町とともに現地調査を実施。
- 上記内容を確認したうえで、裁定を実施。

## ■ 青森県の取組

- 県の裁定の位置付けの確認
- 前例のない業務であったことから、県内の農地法に基づく裁定や他県（京都府綾部市）裁定等の参考となる資料の収集
- 探索状況の戸籍謄本、相続関係図による三戸町の所有者探索状況の確認
- 三戸町に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることの確認
  - ・ 当該森林の施業履歴、現況
  - ・ 三戸町森林整備計画における当該森林の区分、その他法規制と、町が行おうとする経営管理の内容との整合
- 県・町による倒木の発生状況等の現地調査
- 県庁法規担当との協議
  - ・ 公告において定める事項（裁定の理由の明示等）
- 裁定の通知、公告



青森県、三戸町による現地調査の様子

# 裁定にあたっての取組（青森県）—現地調査—





# 裁定にあたっての取組（青森県）—現地調査—



撮影箇所③

倒木

民家

林縁部に枯死木や倒木があり、斜面下の民家に到達する可能性がある。



# 裁定にあたっての取組（青森県）—現地調査—

## 撮影箇所⑥

広葉樹の枝が柵を超えて民家の上に伸長しており、強風等により民家へ枝が落下している。



# 裁定にあたっての取組（青森県）

■ 裁定にあたり、県が確認すべき事項について、青森県は以下のように整理。

## ■ 確認すべき事項

### ■ 現に経営管理が行われていないか

- 市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱しているにもかかわらず施業が実施されていない（当該森林が以下の①から③のいずれかに該当）
  - ① 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態である場合
  - ② 目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木によって、著しく生長を阻害されている場合
  - ③ ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力のある森林の状態に回復しないと見込まれる場合
- 上記①～③に該当し、かつ、実際に経営管理を実施している者がいないことが法第24条に規定する探索により明らかである

## ■ 青森県の整理

- 三戸町森林整備計画では、当該箇所は「保健機能森林」の区域に定められており、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとされているが、当該森林では過去10年間森林整備事業の実績がなく、また現地には枯死木が発生していることから、当該森林では森林整備の施業が実施されていない。  
→③に該当すると判断
- 三戸町が行った、森林経営管理法第24条に規定する探索の結果から、当該森林の所有者及び相続人は全員死亡しており、当該森林の経営管理をしている者がいないことが明らかである。



当該森林では現に経営管理が行われていない



# 裁定にあたっての取組（青森県）

■ 裁定にあたり、県が確認すべき事項について、青森県は以下のように整理。

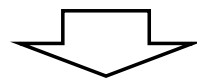
## ■ 確認すべき事項

- 当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情
- 当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等が集積・集約の意向を有しているか否か等の事情

- 法令で定める方法により所有者の探索が行われたか
- 申請された経営管理権集積計画の内容が適当であるか

## ■ 青森県の整理

- 樹高15～25mの広葉樹が生育し、林内には林道や作業道といった路網は整備されていない。
- 民家に隣接し、枯死木、倒木が発生している。
- 急傾斜地に生育している広葉樹の枝が民家の上まで伸長しており、強風等により枝が落下し、被害が発生する可能性がある
- 倒木被害等の防止について、周辺住民から三戸町に対応を求める声が上がっている。
- 三戸町に聴取した結果、当該申請箇所周辺にて、現時点で経営管理の集約化の計画はない。
- 三戸町が行った、森林経営管理法第24条に規定する探索の結果を確認。
- 集積計画について、記載内容（個別事項、共通事項、金銭の取扱等）、実施する施業及び各種法制度との整合を確認し、適当であると判断。



当該森林の経営管理権を三戸町に集積させることは必要かつ適当



# 検討委員会で御議論いただきたい事項

1. 所有者不明森林の特例措置の活用のためには、県の裁定手続きが必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行う。林野庁としては、今回の裁定に係る青森県の対応は妥当であると考えるが、県の対応について、御意見はあるか？
2. 今回のケーススタディを通して、ガイドラインに盛り込むべき内容（県が裁定する際の判断項目や目安等）について、御意見はあるか？